



2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ダ イ ヘ ン
代 表 者 名 代表取締役社長 蓑毛 正一郎
コード番号 6622 東証プライムおよび福証
問 合 せ 先 常務執行役員 企画本部長
森 岡 正 名
(TEL 06-6390-5502)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 17 日付の取締役会決議により、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	1,500,000 株
(2) 売 出 人 及 び	株式会社三井住友銀行	543,000 株
売 出 株 式 数	三井住友信託銀行株式会社	330,000 株
	三井住友海上火災保険株式会社	237,300 株
	株式会社三菱UFJ銀行	122,600 株
	日本酸素ホールディングス株式会社	100,000 株
	株式会社りそな銀行	69,000 株
	株式会社百十四銀行	35,000 株
	三菱UFJ信託銀行株式会社	24,100 株
	株式会社大分銀行	20,000 株
	株式会社滋賀銀行	19,000 株

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておられません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 11 月 26 日(水)から 2025 年 12 月 1 日(月)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C 日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等の決定以降、売出価格等決定日の翌営業日午前 8 時 40 分まで。
- (6) 受 渡 期 日 2025 年 12 月 1 日(月)から 2025 年 12 月 4 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 3 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 蓑毛 正一郎に一任する。

2. 株式の売出しの目的

当社は、昨今の株式市場における政策保有株式を見直す潮流を踏まえ、当社株式を政策保有株式として保有している一部の株主と継続的な議論を重ねてまいりました。今般、当該株主のご理解を得られたことを受け、本売出しの実施を決定いたしました。本売出しを通じて、個人投資家を中心とした株主層の拡大による当社株式の流動性向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

株式の売出しに関し、売出人である株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社百十四銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社大分銀行及び株式会社滋賀銀行は、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、株式の売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及び当社が導入している株式報酬制度に基づく当社株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 安定操作取引について

株式の売出しに関する安定操作取引は行いません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておられません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。